

電子的診療情報連携体制整備加算に関するお知らせ

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供やマイナポータル医療情報に基づく健康相談に応じる体制整備に努めている医療機関です。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

○電子的診療情報連携体制整備加算

初診時・・・4点

再診時・・・2点（1月に1回）

※マイナ保険証利用の有無に関わらず算定致します

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

令和8年6月1日

医療法人社団 善千会 浅岡医院